

岩泉町の令和3～5年度の基準額 82,800 円（年額）

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者の所得等基準		保険料率	保険料	
				月額	年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で世帯全員が住民税非課税の方		基準額 ×0.30*	2,070 円	24,840 円
	80万円以下の方				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額 ^{※2} の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額 ×0.50	3,450 円	41,400 円
第3段階		120万円超の方	基準額 ×0.70	4,830 円	57,960 円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額 ×0.90	6,210 円	74,520 円
第5段階		80万円超の方	基準額 ×1.00	6,900 円	82,800 円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額 ×1.20	8,280 円	99,360 円
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 ×1.30	8,970 円	107,640 円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 ×1.50	10,350 円	124,200 円
第9段階		320万円以上の方	基準額 ×1.70	11,730 円	140,760 円

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

●税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。